

## 令和7年度第1回登別市介護保険運営協議会 議事録

日時：令和7年6月23日（月）

18時00分～18時45分

場所：登別市役所 2階 第2委員会室

### 1. 報告第1号 第9期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の令和6年度進捗状況、令和7年度実施計画及び評価について

第9期登別市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の令和6年度進捗状況、令和7年度実施計画及び評価について事務局より説明

#### (質疑応答)

委員 確認したいことが一つあります。

今のご説明ですと進捗状況については、目標値を定めていない項目については実績を記載していないということで、実績が無いから何も記載していないということではないということでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員 それでは、もしわかれば教えていただきたいのですが、5ページ「成年後見制度の利用促進」の項目の中の、「地域連携ネットワークの構築と役割」の項目の中で、令和6年度の実績に、「地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等と連携し、意思決定支援や身上保護が必要な人の早期発見、相談や成年後見制度の利用につなげた。」と記載されていますが、実際にはどのくらいつながったケースがあるのかお尋ねします。

事務局 相談があるごとにつなげた件数を把握しておりませんので、実際の数字は申し上げられませんが、市長申し立て等でありましたら、年間で十数件の手続きを当市で行ってきたところでございます。それ以外の各地域包括支援センターで成年後見が必要だと思われる方のうち、市長申し立てが必要でない方もいらっしゃるの、そのような方を室蘭成年後見支援センター等へつないだ件数については申し訳ありませんが把握しておりません。

委員 わかりました。

資料のその下の段に、「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関の設置に向け検討し、令和7年4月1日より室蘭成年後見支援センターを中核機関として設置した。」と記載されていますが、どこで検討されたものなのか、そして中核機関が設置されたことに関しては市内の関係者等に周知なり案内なりされているのか、お尋ねしたいです。中核機関として設置されたことによって何がどう変わるのか、その辺が各関係するところに周知されているのか教えていただきたいです。

事務局 中核機関化に関しましては、室蘭成年後見支援センターは2市2町で設置しておりますので、2市2町で議論をしてまいりまして、当市でも規則

等で設置をうたったところでございます。

中核機関化されることによって、成年後見支援センターの支援の充実や、後見人の育成等が強化されるといったところでございます。市民や市内事業所への周知というところに関しましては、申し訳ございませんが、特段の周知等は行ってきたところではございません。

委員　　そうですか。地域連携のネットワークとして中核機関を設置したということですが、中核機関として機能させていくためには、それぞれの関係するところとの連携は不可欠だと思うんですが、そういった取組みはどのようなご予定ですか。

事務局　　いま、委員からもありましたとおり、ネットワークの中核機関の設置で連携を強めていくということは必要だと感じておりますが、今後、具体的にどういった取組みを行うということは特段定めておりませんので、市内の事業者や地域包括支援センター等と協力して、ネットワークを強化できるように取組みを考えていかなければいけないと考えます。

委員　　そうですね。中核機関の設置の前の段階から後見に関する相談や連携の体制自体がなかなかうまくこの市としては構築されていない状況にあって、それが中核機関として設置されたことによって、相談があった市民からの相談のつなぎ含めて、どういう役割を地元の関係団体や関係機関が担う必要があるのかということ、登別の後見の支援方針を誰も聞いたことがないので、わからないのが今の現状だと思います。その辺はこれから取組みをされるということなので、現状を踏まえた形の中で進めていただけるようお願いをしたいと思います。

議長　　その他何かございますか。

地域包括ケアシステム推進会議というのは、いろんな団体の方が入って、何回か開催されているようですが、どこら辺を目標といいますか、どこら辺を落としどころに考えていますか。

事務局　　記載しておりますとおり、令和6年度につきましては、登別市の連合町内会、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センター、社会福祉協議会に参加していただいて、4回会議を開催しました。主に生活支援体制の構築について、協議したところですが、なかなか会議の構築がうまくいかず、残念ながら具体的な成果というのは出すことができませんでした。

それを踏まえまして、令和7年度は、厚生労働省の地域づくり加速化事業というものがございまして、そちらにエントリーし、この度、厚生労働省から決定の連絡がありました。具体的に申し上げますと、国が選定した地域づくりに関する専門家・アドバイザーの方が伴走支援という形で、一緒に地域包括ケアシステムの構築ですとか、地域づくりに関する助言をしていただけるということになっております。残念ながら昨年度は先ほども申し上げましたとおり、具体的な成果は出せませんでした。今年度は国の力も借りて具

体的な成果を出せるように進めていきたいと考えています。

## 2. 報告第2号 令和7年度介護保険関係予算について

令和7年度介護保険関係予算について事務局より説明

### (質疑応答)

委員 一つ質問よろしいでしょうか。

資料の20ページで高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定の委託料を計上するというご説明がありましたが、委託をするというのは、どこかに計画策定をお願いするということでしょうか。いままで計画策定は委託でされていたのですか。

事務局 いままで計画策定に際しましては、すべて市職員が行っておりました。今後も市職員で行いますが、策定の支援を介護保険計画の策定に精通しております外部のコンサルタント会社に委託してお願いするといったものです。今年度から、第10期計画からはじめてこのように外部に策定の支援を委託するものとなります。

委員 あくまでも支援ということですか。従来のように計画の協議や委員会は行うけれども、事務的な業務を委託するというお話でしょうか。

事務局 第9期計画策定時は、介護保険運営協議会委員の方々に計画の検討委員を兼務していただき、いろいろ議論いただいたところです。

第10期計画も従来と同じような流れで行いますが、市の計画案を作成する段階で、コンサルタント会社の力をお借りしながら、計画案を作成させていただき、皆様に提案させていただくといった形を考えております。

委員 コンサルで作った計画案を委員会にかけるとのことですか。

事務局 計画案はあくまでも市の方針をもって、コンサルでそれをどう具現化するのか案をいただきながら作成します。

委員 そうでしょうか。関係団体の方々の中には、こうあるべきという思いを持っている方もいらっしゃるでしょうから、そういったところも反映する形でコンサルの支援をいただくという捉えでよろしいでしょうか。

事務局 はい。いままで市職員で計画案を作成していたところの支援をいただくということです。

議長 その他何かございますか。

19ページの「5. 介護（介護予防）サービス受給人数見込」が令和7年度増えていますが、「6. 介護給付費内訳」では、給付費の予算額は減っています。介護度の関係でしょうか。

事務局 介護度が高い方、低い方でどのようなサービスを使うのかははっきりと見込めないところがありますので、令和7年度の予算につきましては、令和6年度の実績をベースに積算させていただいているものであります。昨

年度の予算につきましては、第9期計画策定に際しまして、全国一律の動きを見るシステムにより、計画を策定することになっておりまして、全国の動きと同じような推移で予算を見込んでおり、このような差異が出ていますが、令和7年度の予算につきましては、昨年度の実績をベースに人数や給付額を見込ませていただいているところです。

議長 間違えていました。人数は増加ではなく、20人くらい減った上で、給付額はかなり減ってますね。

事務局 はい。計画策定の初年度については、全国の動きと同じように予算を積算していくことになってしまいますので、実際とはずれてしまうところがあります。

### 3. 報告第3号 令和7年度登別市認知症初期集中支援推進事業計画について

令和7年度登別市認知症初期集中支援推進事業計画について事務局より説明

(質疑応答)

議長 件数の目標は今回は25件以上ということですがいいのでしょうか。他の市町村も同じような感じですか。

事務局 他の市町村の状況は把握してはおりませんが、毎月初期集中支援チームから報告はいただいております。地域包括支援センターが対応できない非常に困難なケースも丁寧に対応していただいております。初期集中支援チームの対応については、件数ではなかなか計れない部分があると感じておりますので、あくまでも地域包括支援センターからつないでいただいた方たちを対応していただくという形でお願いしているところです。

議長 人口の問題もありますしね。

### 4. 報告第4号 登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の一部改正について

登別市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等を定める条例の一部改正について事務局より説明

(質疑応答)

議長 簡単に言うと、エリアに応じた人数は2人以上いけばかまわないということでしょうか。「3職種のうちいずれか2以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。」ということなんですが、どういうことでしょうか。

委員 まず一点目は、いままで常勤職員でなければいけなかったところを常勤換算方法で非常勤職員を合算することによって、1人分の常勤時間を確保できれば良いということ、二点目は、複数の地域包括支援センターの圏域

で専門職を確保できれば良いということです。その場合、専門職はどれかの職種で、例えば保健師と経験ある看護師がいれば良いというような改正です。

## 5. 報告第5号 地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等について

地域密着型サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定等について事務局より説明

### (質疑応答)

議長 「介護サポーターなのはな」は廃止になって新しく指定はされていないのでしょうか。

事務局 「介護サポーターなのはな」につきましては、廃止しました。

議長 「グッドタイムクラブ・登別」はどうでしょうか。

事務局 事業所の中の内部の変更です。

議長 「デイサービスきらめきの駅」は廃止したのでしょうか。

事務局 廃止しました。

### ●その他

(質疑応答) 特になし